

第9期西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

資 料 2
令 和 4 年 8 月 2 日
介 護 保 険 運 営 協 議 会

○ 本市における高齢者福祉施策や介護保険事業の基本理念・施策の方向性等を示すため、「第9期西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する。

国の基本指針（法第116条）

○ 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める。 ※市町村が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す。

市町村老人福祉計画 （老人福祉法第20条の8： 老人福祉事業の供給体制の確保に 関する計画）

○ 老人福祉事業（老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業）の量の目標

一体的に策定

- 高齢者の福祉施策と介護保険事業を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定する。
- 第9期計画期間：
令和6～8年度
【第8期：令和3～5年度】

市町村介護保険事業計画 （法第117条：保険給付の円滑な実施に関する計画・3年を1期とする。）

- (1) 区域（日常生活圏域）の設定
- (2) 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- (3) 各年度における必要定員総数（区域ごと）※認知症対応型共同生活介護、
- (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護各年度における地域支援事業の量の見込み
- (5) 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標

※市民・事業者等を対象とした意識調査（検討案）

- ◆ 第9期計画策定に当たり、市民意識調査、事業所・医療機関意識調査を通じて施策への効果的な反映を図る。
- (1) 高齢者一般調査（要介護・要支援認定者を除く第1号被保険者対象、1,000人程度）⇒使用しているICT機器、スマホ講座への参加意向、コロナ禍における生活の変化、地域で助け合いできること・してほしいことなどを質問項目に新規追加
- (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（第1号被保険者対象、2,000人程度）⇒健康管理・介護予防（3か月程度の「短期集中サービス」の利用意向、保健事業と介護予防の一体的実施、地域の健康相談等）を質問項目に新規追加
- (3) 在宅介護実態調査（更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける第1号被保険者対象、800人程度）⇒仕事と介護の両立に向けた支援、ケアラー支援、医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援等を質問項目に新規追加
- (4) 医療機関関係者調査（市内医療機関対象、300機関程度）⇒コロナ禍でのサービス提供への影響、看取り、地域包括ケアシステム構築の課題等を質問項目に新規追加

保険料の設定等

- (1) 保険料の設定
- (2) 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に指定をしないことができる。

計画策定のスケジュール

	令和4年度（2022年）	令和5年度（2023年）
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	高齢者施策・介護保険の現状分析 ※意識調査（10月頃） ★	意識調査回答、協議会意見、国の指針等を踏まえて計画策定
介護保険運営協議会	随時開催	